7 (1) インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2) インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a) 借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b) 請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別できる税（主要請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接契約により計画に供給される最終の生産物又は役務に関連して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

8 インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 (a) インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

計画の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11 この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月二十九日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　齋木昭隆

インド財務省
経済局局長　プラボード・サクセナ閣下

付　表

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|
| 事業計画名 | 供与限度額 | 利子率（パーセント） | 償還期間 | 支出期間（借款契約の発効の日の後） |
| 1 デリー高速輸送システム建設計画フェーズ3 | 千二百七十九億千七百万円 | | | |
| | | 一・四 | 十年の据置期間の後二十年 | 六年 |
| | コンサルタントに対する支払部分 | 〇・〇一 | | |
| 2 西ベンガル州森林・生物多様性保全計画 | 六十三億七千百万円 | 〇・六五 | 十年の据置期間の後三十年 | 十年 |
| | コンサルタントに対する支払部分 | 〇・〇一 | | |
| 総　額 | 千三百四十二億八千八百万円 | | | |

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月二十九日にニューデリーで

インド財務省
経済局局長　プラボード・サクセナ

インド駐在
日本国特命全権大使　齋木昭隆閣下

## ○厚生労働省告示第三百三十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十四年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に第６部として次のように加える。

第６部　内用薬（追補）(2)

| 品名 | 規格単位 | 薬価円 |
|---|---|---|
| （あ） | | |
| アジルバ錠20mg | 20mg１錠 | 136.90 |
| アジルバ錠40mg | 40mg１錠 | 205.40 |
| （い） | | |
| イグザレルト錠10mg | 10mg１錠 | 372.40 |
| イグザレルト錠15mg | 15mg１錠 | 530.40 |
| （え） | | |
| エビリファイＯＤ錠３mg | ３mg１錠 | 94.40 |
| エビリファイＯＤ錠６mg | ６mg１錠 | 179.30 |
| エビリファイＯＤ錠12mg | 12mg１錠 | 340.70 |
| エビリファイＯＤ錠24mg | 24mg１錠 | 647.40 |
| （さ） | | |
| サムチレール内用懸濁液15％ | 750mg５mL１包 | 1,679.60 |
| （る） | | |
| ルネスタ錠１mg | １mg１錠 | 49.60 |
| ルネスタ錠２mg | ２mg１錠 | 78.70 |
| ルネスタ錠３mg | ３mg１錠 | 99.80 |
| （れ） | | |
| レグナイト錠300mg | 300mg１錠 | 98.50 |

注射薬

| 品名 | 規格単位 | 薬価円 |
|---|---|---|
| （お） | | |
| オキファスト注10mg | １％１mL１管 | 352 |
| オキファスト注50mg | １％５mL１管 | 1,609 |